

議案第 5 5 号

羽生市民農園条例の一部を改正する条例

羽生市民農園条例（平成 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第 1 条 この条例は、<u>羽生市民農園（以下「市民農園」という。）を設置し、貸付けに供することにより、市民の農業に対する知識の普及啓発を図るとともに、健康的でゆとりのある生活を確保し、もって農業の振興を促進することを目的とする。</u> （名称及び位置） 第 2 条 （略） <u>（設備）</u> 第 3 条 <u>市民農園の設備（以下「設備」という。）は、農機具小屋、簡易トイレ及び水道設備とする。</u> （利用できる者の資格） 第 4 条 <u>市民農園を利用できる者は、市内に住所を有する者とする。</u> （貸付条件） 第 5 条 <u>市民農園の貸付けは、野菜又は草花（以下「農作物」という。）を栽培することを条件とする。</u> （募集の方法）	（目的） 第 1 条 この条例は、市民の農業に対する知識の普及啓発を図るとともに、健康的でゆとりのある生活を確保し、もって農業の振興を促進するため、<u>羽生市民農園（以下「市民農園」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めること</u>を目的とする。 （名称及び位置） 第 2 条 （略） （利用できる者の資格） 第 3 条 <u>市民農園を利用できる者の資格は、規則で定める。</u> （貸付条件） 第 4 条 <u>市民農園の貸付けは、野菜若しくは草花（以下「農作物」という。）を栽培することを条件とする。</u> （募集の方法）

第 6 条 市民農園の利用を希望する者の募集は、市広報紙等により行うものとする。

(利用の申込み)

第 7 条 (略)

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、前条の規定により申込みをした者（次項において「申込者」という。）の中から貸付けすべき者を決定するものとする。

2 (略)

(賃貸借契約)

第 9 条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者は、速やかに市と市民農園賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約期間)

第 10 条 契約期間は、契約を締結した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 市長は、前条の規定により契約を締結した者（以下「利用者」という。）から契約更新の申出があったときは、その内容を審査し必要と認めたときは、契約期間を 1 年更新することができる。

(使用料)

第 11 条 (略)

(使用料の減免)

第 12 条 (略)

(使用料の還付)

第 13 条 市長は、既納の使用料は還付しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、当該使用料の一部又は全部を還付することができる。

(行為の制限)

第 14 条 利用者は、市民農園内にお

第 5 条 市民農園の利用希望者の募集は、市広報紙等により行うものとする。

(利用の申込み)

第 6 条 (略)

(貸付けの決定)

第 7 条 市長は、前条に定める申込者の中から貸付けすべき者を決定するものとする。

2 (略)

(賃貸借契約)

第 8 条 前条の規定により、貸付決定を受けた者は速やかに市民農園賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(契約期間)

第 9 条 前条の契約期間は、2 年とする。

2 市長は、前条の規定により契約を締結した者（以下「利用者」という。）から契約更新の申出があったときは、その内容を審査し必要と認めたときは、契約期間を 2 年更新することができる。

(使用料)

第 10 条 (略)

(使用料の減免)

第 11 条 (略)

(使用料の納付)

第 12 条 第 10 条に規定する使用料の納付に関し、必要な事項は規則で定める。

(使用料の還付)

第 13 条 市長は、既納の使用料は還付しないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、当該使用料の一部若しくは全部を還付することができる。

(行為の制限)

第 14 条 利用者は、市民農園内にお

いて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 樹木を植え付け、又は栽培すること。

(4) (略)

(5) 貸付農地以外に立ち入り、他の利用者又は周辺住民に迷惑を及ぼすこと。

(6) ・ (7) (略)

(貸付農地等の管理)

第15条 利用者は、貸付農地及び設備の適切な維持管理を行い、常に環境の整備保全に努めなければならない。

(契約解除の申出)

第16条 利用者は、契約を解除しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。

(契約の解除)

第17条 市長は、市民農園を管理する上で特に必要と認めたとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 利用者から前条の規定による申出があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により借り受けたとき。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 第4条に規定する資格又は第5条に規定する条件に適合しないとき。

(貸付農地の返還)

第18条 利用者は、契約期間が満了したとき、又は前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に復し市に返還しなければならない。

(地位の承継)

いて次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) 樹木を植付け若しくは栽培すること。

(4) (略)

(5) 貸付農地以外に立ち入り、他の利用者若しくは周辺住民に迷惑を及ぼすこと。

(6) ・ (7) (略)

(貸付農地等の管理)

第15条 利用者は、貸付農地及び施設の適切な維持管理を行い、常に環境の整備保全に努めなければならない。

(農器具の利用)

第16条 市長は、農作物の栽培管理に必要と認めた農器具を備え、利用者の無償の利用に供するものとする。

(契約の解除)

第17条 市長は、市民農園の管理するうえで特に必要と認めたとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により借り受けたとき。

(2) (略)

(3) (略)

(4) 第3条及び第4条に規定する利用者の資格及び貸付条件に適合しないとき。

(貸付農地の返還)

第18条 利用者は、契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に復し市に返還しなければならない。

(地位の承継)

第 19 条 利用者が死亡し、又は居所不明となったときは、当該利用者の同居の親族は、貸付農地の利用の地位の承継を申し出ることができる。

2 (略)
(損害賠償)

第 20 条 市長は、第 10 条第 1 項の契約期間の満了、第 17 条の規定による契約の解除又は天災、病虫害、盗難その他の原因によって発生した農作物の損害に対しては、その責任を負わない。

2 利用者は、設備を損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

別表 (第 11 条関係)

区分	使用料 (1 年につき)
東大和農園	30 平方メートル 9,000 円
	39 平方メートル 11,700 円
	40 平方メートル 12,000 円

第 19 条 利用者が死亡し又は居所不明となったときは、同居の親族は貸付農地の利用の承継の申出ができるものとする。

2 (略)
(損害賠償)

第 20 条 市長は、第 9 条第 1 項及び第 17 条の規定による契約期間の満了及び契約の解除、若しくは天災、病虫害、盗難、その他の原因によって発生した農作物の損害に対しては、その責任を負わない。

2 利用者は、市民農園の施設若しくは農器具を損傷、若しくは紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

別表 (第 10 条関係)

区分	使用料 (1 年につき)
東大和農園	30 平方メートル 6,000 円
	39 平方メートル 7,800 円
	40 平方メートル 8,000 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の羽生市民農園条例第 7 条の規定による利用の申込み、第 8 条の規定による貸付けの決定、第 9 条及び第 10 条の規定による契約その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

令和 8 年 9 月 7 日提出

埼玉県羽生市長 斎 藤 万紀子